

こんにちは、わたしたち健康普及員です！

問 保険健康課 ☎84-0327



後列左から、(上島)甘利裕子さん、(河原町)高梨明美さん、(中家村)徳植志保さん、(中家村)府川真理子さん、(下島)太田滋子さん
前列左から、(上延沢)皆川三重子さん、(上延沢)佐藤康子さん、(円中)羽山愛さん、(宮台)石塚一恵さん、(牛島)和田ひとみさん

今年度から第15期の健康普及員が10人で活動しています。健康普及員は、町からの委嘱を受け、行政と町民の皆さんのパイプ役として、町全体の健康づくりを進めています。任期は平成27年3月31日までです。

すべての町民の方がいつでもいきいきと生活できるように、健康のたいせつさを伝えていきます。

健康普及員の活動

町の健康づくりの取り組みを学び、推進していくため、町の各種検診や健康教室への協力、ウォーキング推進活動を行います。また、運動や栄養などの研修を通して、生活習慣病の予防について学び、普及活動につなげていきます。具体的には、今年の5月の胃・肺・大腸がん検診では、健康管理に役立ててもらうため健康手帳の記帳や発行を行い、その他に検診車への誘導、胃の検査後、バリウムが腸内に停滞しないように水分を多

くともってもらうことなどを伝えながら水を配るなどの活動を行いました。6月には、「自分の健康は自分で守る」をテーマに定期的に検診を受けることのたいせつさを伝えるとともに、子宮頸がんの無料クーポン券対象の一部の方に家庭訪問を行っています。

今後の活動について

今後は、9月のあじさい健診（18歳～39歳の方が対象）における乳がん予防のための自己触診法のすすめや、乳幼児を持つ母親を対象とした骨密度測定の協力など、若い世代からの健康づくりも進めていきます。様々な活動を通して、自身



昨年度の幼児歯科健診の様子

の健康づくりについて見つめなおすとともに、多くの町民の方に、体を動かすことの楽しさや室内でも気軽に組み入れる運動、がんの予防についてなど、身近な立場から健康に関する情報を発信していきます。健康普及員は、町民の皆さんの健康づくりを応援し、自分自身の健康づくりにも一緒に取り組んでいきます。健診などで見かけたら、気軽に声をかけてください。



災害時要援護者登録制度

地域みんなの支えあい

開成町では、災害時要援護者登録制度を行っています。避難するにあたって支援が必要な高齢者や障がいをお持ちの方などを把握し、自治会や福祉の関係機関、行政とで情報を共有し、大規模災害発生時の支援に活用していく制度です。

■対象となる方は？

○ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯で、日常的に近隣の方や民生委員などの支援が必要な方

○認知症やねたきりの高齢者などで、民生委員などの見守りが必要な方

○障がいをお持ちの方で、支援が必要な方

登録には、本人または、家族の同意を必要としています。

■大規模災害が発生したら…

個人情報への意識の高まりに伴い、要援護者情報の共有・活用が困難な場合があるからです。登録された個人情報、災害時の支援のために自治会関係者や民生委員など複数の関係者が共有することになります。

まず、自分の身の安全を第一に確保し、避難を開始してください。逃げ遅れ、閉じ込められてしまった場合、命の猶予は一般的に72時間と言われています。

大規模災害発生の初動期には、自主防災会が中心となり、登録制度に関係なく地域の被災状況に応じた救援活動を行います。それと同時に、自治会福祉部や支援者が中心となり、登録者の安否確認や避難誘導を行います。

問 福祉課 ☎84-0316

民生委員は福祉部活動に協力するとともに、要援護者の安否確認をします。

町や社会福祉協議会は体制を立ち上げた後、要援護者拠点施設の運営と登録者以外の安否確認などを実施します。自力で指定の広域避難所に避難することに不安がある方は登録制度をご活用ください。

■支援者とは？

この制度でたいせつなことは、要援護者と支援者、自治会などの普段からのお付き合いです。

登録を希望される方は、お住まいの自治会に登録の申出をしていただくことになりま

す。支援者はご自分で知り合いの方に依頼するか自治会の方に探してもらうことになり

■登録しましょう！

います。地域みんなの支え合いとして、自治会内で支援者を探している方がいましたら、積極的に支援者としてお申し出ください。

町では平成25年4月1日現在で398名の方が登録しています。さらに制度を充実させていくために、6月を強化月間としています。自治会の福祉部や防災部、民生委員などが対象となる方を戸別訪問し、登録者情報の更新や新規登録者の把握などに取り組んでいます。登録を希望される方は、お気軽に自治会や民生委員、町福祉課へご連絡ください。



避難誘導訓練の様子

専門職登録制度を始めます！

大規模災害発生時には、福祉会館が災害時要援護者拠点施設となります。日常生活で何らかの介助や見守りが必要な方のうち、地域避難所や広域避難所での避難生活を送ることが困難な方の避難生活を支援するための拠点施設です。

災害時要援護者拠点施設の機能を充実させるため、平成25年度から、介護福祉士や看護師などの専門職の登録制度を開始しました。この制度は、大規模災害が発生しても最低限度のQOL（生活の質）を確保していくことを目的としています。拠点施設での避難生活において、要援護者の介助や見守りなどを行う専門職を事前に確保しておくための制度です。

